

別表17 対象となる悪性新生物

対象となる悪性新生物とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、下表の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
・口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
・消化器の悪性新生物	C15～C26
・呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
・骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
・皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
・中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
・乳房の悪性新生物	C50
・女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
・男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
・腎尿路の悪性新生物	C64～C68
・眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
・甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
・部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
・リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
・独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
・上皮内新生物	D00～D07, D09

別表18 入院等の定義

1. 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

2. 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
- (2) 前項の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表19 手術給付倍率表

対象となる手術および給付倍率表

手術の種類	給付倍率
1. 悪性新生物根治手術	40
2. 悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
3. その他の悪性新生物手術	20
4. 悪性新生物根治放射線照射（悪性新生物の治療を目的とした50グレイ以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10

備考（別表19）

(1) 手術

「手術」とは、器械、器具を用いて、生体に切開、切断、結紮、摘除、郭清、縫合などの操作を加えることをいい、ドレナージ、穿刺および神経ブロックは除きます。

(2) 治療を直接の目的とした手術

「治療を直接の目的とした手術」には、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは該当しません。